

# 重要事項説明書



## 1 施設運営主体

名称	社会福祉法人城東福祉会
所在地	大阪市城東区今福南2-21-14
電話番号	06-6931-2890
代表者氏名	理事長 菊井 忠雄

## 2 利用施設について

施設の種類	保育所
施設の名称	鶴見はとぼっぼ保育園
施設の所在地	大阪市鶴見区横堤5-5-51
連絡先	電話番号06-6911-1200 FAX06-6911-1225
管理者	園長 辻村 弘子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	(0歳児) 9人 (1歳児) 15人 (2歳児) 18人 (3歳児) 19人 (4歳児) 19人 (5歳児) 20人
利用定員	満3歳以上の児童 42人 満1歳以上満3歳未満の児童 39人 満1歳未満の児童 9人
開設年月日	2009年8月1日
施設・事業所番号	2710051004135
ホームページ	<a href="http://www.ans.cojp/u/joutoufukusikai/">http://www.ans.cojp/u/joutoufukusikai/</a>

## 3 施設の目的・運営方針

保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地		1386, 20㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造り3階建のうち2階部分
	延べ面積	551, 50㎡
園庭		(プールは、1階の裏手のスペースを利用)

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	うさぎ組(満2歳児クラス)、 くま組(満3歳児クラス)、 きりん組(満4歳児クラス)、 らいおん組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	3～5才児クラスのアコーディオンカーテンを開けるとホールになる。
調理室	1室	
プレイルーム	1室	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 給食

なるべく無添加なもの、国産のものを使用している。



## 6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する	1	1	
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1	
保育士	保育の立案、実施、記録及び家庭連絡を行う	15	10	5
栄養士	園児の栄養指導及び管理（献立作成・栄養計算）	1	1	
調理員	献立に従い給食・おやつを調理する	3	2	1

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年3月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### < 各職種の勤務体系 >

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）
保育士	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～16：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：00）

※ローテーション（7：00～19：30）により、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）祝祭日は休園となります。また、新年度準備などで家庭保育協力日をお願いする場合があります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時半から 16時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間の他

保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から 8 時半まで又は 16 時半から 18 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を行う日は、毎日食事を提供します。

※児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

※児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。▼

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時 30 分頃	11 時頃	15 時頃
1歳児	9時 30 分頃	11 時頃	15 時頃
2歳児	9時 30 分頃	11 時頃	15 時頃
3歳児		11 時 15 分頃	15 時頃
4歳児		11 時 15 分頃	15 時頃
5歳児		11 時 30 分頃	15 時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別紙に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。



#### (1) 内科

医療機関の名称	まった生協診療所
医院長名又は医師名	玉城 浩己
所在地	大阪市鶴見区横堤3-6-7
電話番号	06-6911-3195

#### (2) 歯科

医療機関の名称	コープ大阪病院歯科
医院長名又は医師名	結城 徳之
所在地	大阪市鶴見区鶴見3-6-22
電話番号	06-6914-1107

### 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡し、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

・当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

・当園は、園で働く職員が中心となって、保護者及び地域のみなさまと良好な信頼関係を築き共に協力して園児たちの健やかな成長を育んで行く場所です。職員一人ひとりが穏やかな状態で保育に専念できること、保護者や地域の方と気持ちの良いコミュニケーションを取っていくことが園児達の最善の利益に繋がるものと考えております。

そんな中、近年カスタマー・ハラスメントが保育所等でも、社会問題になっている事例が報告されています。正当なご意見は、業務の改善や新たな取り組みに繋がるものである為不当に制限されてはなりません。こういった状況に鑑み、明らかにカスタマー・ハラスメントと判断される言動が認められた場合は、弁護士等外部機関にも相談し、協力を仰ぎながら対処することにいたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

当園 相談窓口	・窓口担当者 辻村 弘子、吉岡 とみえ ・ご利用時間 8:30～ 16:30 ・電話番号 06-6911-1200 FAX 06-6911-1225 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	大阪私立保育連盟	電話番号 06-6761-1171 会長 近藤 遼

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

